

## 介護保険と確定申告について

確定申告において、①社会保険料控除として介護保険料、②医療費控除として介護サービスの利用料、寝たきりの方のおむつ代、③障害者控除として所得税法上の障がい者と同等と認定された要介護認定者の方がいる場合などについては、所得税控除の対象となります。

### ①社会保険料控除

平成29年1月から12月までの浪江町介護保険料は減免になっているため、浪江町に住所を有する65歳以上の方で該当する方はいません。(ただし、平成29年4月以降に浪江町へ転入し、介護保険料を納付した方は社会保険料控除の対象となります。)

### ②医療費控除

- 介護保険サービス（居宅サービスや施設サービス）利用料等のうち、医療費控除の対象となるものは、「医療費控除対象額」と領収書に記載されているのみです。
- おむつ代の取扱い  
寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な方については、おむつ代が医療費控除の対象となります。

#### ▶対象者

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつの使用が必要な方

#### ▶必要書類

##### 《初めて控除を受ける方》

- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」  
※証明書様式は介護福祉課介護係にあります。

##### 《2年目以降の方》

- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する「おむつ代医療費控除証明書」でも可  
※証明書の交付には、申請が必要になります。

### ③障害者控除

65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者控除を受けられる場合があります。

#### ▶対象者

65歳以上の浪江町介護保険被保険者で、要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けている方のうち、要件に該当する方。(要件とは要介護認定に際し、町が収集した主治医意見書の日常生活自立度によります)

#### ▶基準日

所得控除対象年の12月31日(被保険者が年の途中で死亡した場合は、当該死亡の日)

#### ▶手続方法

《浪江町役場本庁舎・二本松事務所で申告する場合》  
手続は不要です。

##### 《上記以外の場合》

- 「障害者控除対象者認定書」の申請手続が必要です。申請書が必要な方は、介護福祉課介護係にご連絡ください。(町ホームページからもダウンロードできます)
- 「障害者控除対象者認定書」は申請書を審査の上、発行します。手続は、余裕をもって行うようお願いいたします。

☎介護福祉課介護係 ☎0240(34)0226

# 税の申告はお早めに

2月16日(金)  
～3月15日(木)

☎住民課課係  
☎0240(34)0224

所得税確定申告の相談は、全国の税務署が開設する申告会場で行うことができます。福島県内では、下記のとおり各税務署が申告相談会場を開設していますので、ご利用ください。

また、福島県外に避難されている方は、避難先最寄りの税務署の申告相談会場をご利用ください。町では、浪江町役場本庁舎および二本松事務所で相談・受付を行います。

## 福島県内税務署の確定申告 日程・相談会場

土曜日、日曜日および祝日は除きます。ただし、2月18日(日)および2月25日(日)は、ウィル福島アクティおろしまち(福島税務署開設)でのみ相談会場を開設します。また、受付時間は各会場で異なりますので、詳細は避難先最寄りの税務署にお問合せください。なお、開設期間以外の申告相談については、各税務署で行っています。

### ●申告相談日程

月 日	申告相談会場	
	福島税務署	福島税務署以外
2月16日(金)	○	○
2月17日(土)	申告休み	申告休み
2月18日(日)	○	○
2月19日(月)	○	○
2月20日(火)	○	○
2月21日(水)	○	○
2月22日(木)	○	○
2月23日(金)	○	○
2月24日(土)	申告休み	申告休み
2月25日(日)	○	○
2月26日(月)	○	○
2月27日(火)	○	○
2月28日(水)	○	○
3月1日(木)	○	○
3月2日(金)	○	○
3月3日(土)	申告休み	申告休み
3月4日(日)	○	○
3月5日(月)	○	○
3月6日(火)	○	○
3月7日(水)	○	○
3月8日(木)	○	○
3月9日(金)	○	○
3月10日(土)	申告休み	申告休み
3月11日(日)	○	○
3月12日(月)	○	○
3月13日(火)	○	○
3月14日(水)	○	○
3月15日(木)	○	○

### ●申告相談会場および連絡先

税務署	確定申告相談会場	電話番号
福島税務署	ウィル福島 アクティおろしまち(福島市鎌田字卸町10-1)	024(534)3121
会津若松税務署	会津アピオ内 アピオスペース(会津若松市インター西90)	0242(27)4311
郡山税務署	南東北総合卸センター イベントホール(郡山市喜久田町卸一丁目1-1)	024(932)2041
いわき税務署	イオンいわき店 2階(いわき市平字三倉68-1)	0246(23)2141
白河税務署	白河市産業プラザ人材育成センター(白河市中田140)	0248(22)7111
須賀川税務署	須賀川市産業会館 2階研修室(須賀川市花岡34-2)	0248(75)2194
喜多方税務署	喜多方税務署内(喜多方市字花園38)	0241(24)5050
相馬税務署	相馬市振興ビル 6階(相馬市中村字塚ノ町65-16)	0244(36)3111
二本松税務署	二本松市市民交流センター(二本松市本町2-3-1) ※駐車場有料	0243(22)1192
田島税務署	田島税務署内(南会津町田島字寺前甲2939-2)	0241(62)1230

## ご持参いただく書類等

- 左の各欄に該当する書類
- 印鑑(認印可、シャチハタ不可)
- マイナンバーカードや通知カード等、ご本人のマイナンバーが分かるもの
- 本人確認できるもの(免許証など)
- ご本人の通帳、キャッシュカード等の口座番号が分かるもの
- 確定申告書の控えまたは住民税申告書の控え(前年申告をした方のみ)
- 賠償金がかかる明細書(東京電力の賠償金を複数年に分けて申告している方のみ。最終年分の申告が終わるまで必要)

※会社等で年末調整している方で、その収入と所得控除に変更がない方は確定申告をする必要はありません。

※申告の内容によっては、左記の必要書類以外に必要な書類がある場合がありますので、事前に最寄りの税務署へお問合せください。

## 浪江町の申告相談

住民税(町民税・県民税)申告の相談を実施します。期間は下記のとおりです。(役場では申告期間外の所得税確定申告の相談はお受けできませんので、十分ご注意ください)

次に該当する方は、税務署で申告をしてください。町では受付できません。  
▶消費税・贈与税・相続税・土地や株式の譲渡所得等がある方  
▶青色申告の人

月 日	受付時間	受付会場
2月16日(金)	9時～15時	二本松事務所
2月17日(土)		申告休み
2月18日(日)		
2月19日(月)		
2月20日(火)	9時～15時	二本松事務所
2月21日(水)		
2月22日(木)		
2月23日(金)		
2月24日(土)		申告休み
2月25日(日)		
2月26日(月)		
2月27日(火)	9時～15時	二本松事務所
2月28日(水)		
3月1日(木)		
3月2日(金)		
3月3日(土)		申告休み
3月4日(日)		
3月5日(月)		
3月6日(火)	9時～15時	浪江町役場本庁舎
3月7日(水)		
3月8日(木)		
3月9日(金)		
3月10日(土)		申告休み
3月11日(日)		
3月12日(月)	9時～15時	浪江町役場本庁舎
3月13日(火)		
3月14日(水)		
3月15日(木)		

※昨年と受付会場が異なります。ご注意ください。

## 確定申告書を国税庁ホームページで作成し、郵送で提出できます

確定申告期間中は、申告会場が大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

ご自宅などで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、ご自宅のプリンター等で印刷したものを郵送などで提出することができます。

詳しくは国税庁ホームページ「平成29年分確定申告特集」をご覧ください。

☎ <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/index.htm>



	項目等	必要書類
所得等	給与	源泉徴収票(原本)
	雑・公的年金等	
	事業・営業等	白色申告者 …収支の内訳(各合計)がわかるもの
	事業・農業 不動産	
賠償金等	給与(就労不能損害)	東京電力による各賠償額の内訳と合意日等が分かる明細書
	事業・営業等	
	事業・農業 不動産	
控除等	生命保険料控除	会社等が発行する確定申告用の証明書(原本)
	地震保険料控除	